

社会保障審議会 介護保険部会（第73回）	大西委員 藤原委員 提出資料
平成29年11月10日	

介護保険者に対する財政的インセンティブに関する意見

本年6月に成立した改正介護保険法により、平成30年度から、全市町村において保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に取り組む仕組みが制度化される。

市町村には、この仕組みによって介護保険制度の持続可能性を維持していくことが求められ、その取組を支援するための「新たな交付金」が創設される。

一方、国は、「骨太の方針2017」において、保険者機能の強化に向けた財政的インセンティブについて、「あわせて、調整交付金の活用についても検討する」とした後、本年10月の経済財政諮問会議等においても、新たな交付金とあわせ、「調整交付金もインセンティブとして活用すべき」等の提案を行っている。

しかしながら、市町村としては、これまでも調整交付金の別枠化とその機能の維持・強化を要望してきたところであり、また、来年度から保険者機能の一層の発揮が求められることを踏まえれば、調整交付金を活用して介護保険者に更なる財政的インセンティブを付与するとの国の提案は、到底、容認できない。

については、以下のとおり、保険者の立場から意見を申し述べる。

- 改正介護保険法に盛り込まれた新たな交付金については、介護保険制度の財源構成とは別に財源を確保し、地方団体における高齢者の自立支援や重度化防止の取組が一層評価され、推進が図られるよう、適切な指標を設定したうえで実施すべきである。
- 本来調整交付金は、保険者の責めによらない要因による第1号保険料の水準格差の調整を行うものであり、その機能を損なうような措置を講じるべきではなく、新たな交付金の財源に調整交付金を活用することは断じて行うべきではない。

平成29年11月10日

全 国 市 長 会

全 国 町 村 会